

日本学術会議アドバイザー等について

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

(総則)

第 1 条 日本学術会議は、必要に応じて、日本学術会議アドバイザー及び日本学術会議外国人アドバイザーを置くこととし、その委嘱の手續及び運用に関することは、本決定によるものとする。

(日本学術会議アドバイザー)

- 第 2 条 会長又は副会長は、日本学術会議の活動に助言を行う者として、会員又は連携会員の中から、日本学術会議アドバイザーを会長に推薦することができる。ただし、特に必要と認められる場合には、会員又は連携会員以外の者で、優れた研究又は業績を有する者の中から日本学術会議アドバイザーの候補者を推薦することができる。なお、役員会に提案する前に、本人の内諾を得ておかなければならない。
- 2 会長は、前項の推薦を踏まえ、役員会の承認を得て、日本学術会議アドバイザーを委嘱する。
 - 3 会長が推薦する者は 6 名以内、副会長が推薦する者は 9 名以内とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。

(日本学術会議外国人アドバイザー)

- 第 3 条 会長、副会長又は各部は、日本学術会議の活動に協力する者として、優れた研究又は業績を有する外国人を日本学術会議外国人アドバイザー（以下「外国人アドバイザー」という。）の候補者として会長に推薦することができる。ただし、国際会議等への代表派遣を目的とする外国人アドバイザーの候補者の推薦を行う際は、国際委員会による審査を経て、会長に推薦するものとする。なお、役員会に提案する前に、本人の内諾を得ておかなければならない。
- 2 会長は、前項の推薦を踏まえ、役員会の承認を得て、外国人アドバイザーを委嘱する。
 - 3 外国人アドバイザーは 9 人以内とし、任期は委嘱をした期の期末を超えないものとする。ただし、国際会議等への代表派遣を目的とする外国人アドバイザーの任期は、派遣準備から出張報告提出までの必要最小限の短期間に限定することとする。
 - 4 外国人アドバイザーの任務に対する海外渡航旅費は、予算の範囲内において支給する。

(役員会への出席)

第 4 条 日本学術会議アドバイザー及び外国人アドバイザーは、会長の求めに応じて役員会に出席し、意見を述べることができる。

(報酬)

第5条 日本学術会議アドバイザー及び外国人アドバイザーの報酬は、次の各号のとおりとする。

(1) 会員又は連携会員 日本学術会議会員等手当支給規則（令和8年日本学術会議規則第5号）第2条に規定する非常勤手当

(2) 会員又は連携会員以外 前号の非常勤手当と同額の諸謝金（日額）

2 日本学術会議アドバイザー及び外国人アドバイザーとして業務を行った日に会員又は連携会員としての業務を行った場合の報酬は、前項第1号に基づく非常勤手当のみを支給する。

(雑則)

第6条 日本学術会議アドバイザー又は外国人アドバイザーの候補者の推薦は、別紙様式により行うものとする。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

別紙様式

(日 付)

日本学術会議会長
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

以下のとおり、表2の者を日本学術会議アドバイザー／日本学術会議外国人アドバイザーの候補者として推薦します。

(表1) 参画する期間等

任 期	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注) 国際会議への代表派遣の場合は会議名を備考に記載。

(表2) 日本学術会議アドバイザー／日本学術会議外国人アドバイザー候補者

氏名	国籍	年齢	性別	現 職	専門分野

(表3) 選考理由についての説明

氏 名	理 由 説 明

注) 会員又は連携会員以外の者を推薦する場合は、経歴書(様式任意)添付すること。